

## IC カード特約規定

### 1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、IC チップが付加されたカード（以下「IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

### 2. IC カードの利用

IC カードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定の IC カードが利用できる預金機（以下「IC カード対応預金機」といいます）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定の IC カードが利用できる支払機（以下「IC カード対応支払機」といいます）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定の IC カードが利用できる振込機（以下「IC カード対応振込機」といいます）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

### 3. IC カードの有効期限

IC カードの有効期限は、無期限とします。

### 4. IC カードの発行時における手数料の取扱い

新規発行、更新、再発行で、IC カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 5. IC カード以外のカードへの変更

- (1) IC カードをやめ IC カード以外のカードに変更する場合には、当金庫の窓口へ申し出てください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。